

陳述書

—— 一審判決に接して ——

加藤登紀子 こと 藤本登紀子

4年前、新潟県上越市で、地元の農家、消費者の反対を押し切って、遺伝子組み換えイネの野外実験が強行された話を聞いた時、その実験で全く新しい耐性菌が発生するかもしれないという話に大変関心を持ち、微生物研究者の方に招いて、勉強会を開きました。その中で、今回の組み換えイネで作られるディフェンシンによって、ディフェンシン耐性菌が発生する可能性があり、この耐性菌は抗生物質などによる耐性菌とは比較にならないくらいの脅威(生態系の破壊、人の健康被害など)の怖れがあることを学び、これは大変な実験をやったものだと思います。

それで、私も、このような危険な実験は絶対止めなければいけないと考え、国民のひとりとしてこの実験の中止を求める裁判の原告になる決意をしました

その裁判の判決がこの秋に出され、原告の請求が全面的に退けられたことを知りました。

しかし、大事なはその理由です。もしも、裁判の中で、実験によりディフェンシン耐性菌が発生する危険はないと判明したのであれば、それはそれで多いに結構なことです。でも、この判決はちがいました。単に、実験によりディフェンシン耐性菌が発生したかどうか分からないけれど、原告が証明できなかったんだから原告の請求は退けるというものでした。これでは、いったい我々国民は安心してよいのかさっぱり分からないではないでしょうか。

もともと、裁判が全知全能ではあり得ないことは私も理解している積りですが、しかし、今回の判決は、真相解明のためにまだまだやるべきことが、取り組むことがあったと思えてなりません。こんな中途半端な形で結論を出しては、私たちの後世の子孫にも顔向けができません。

そのため、私も含めて、多くの原告の人たちが、このままではとても納得できず、控訴をして真相解明に取り組みたいと思いました。

耐性菌問題の不安の渦中にいる私たち市民の切実な願いを受け止めて、高等裁判所におかれましては、どうか、でき得る限りの真相解明に取り組んでいただくことを切にお願いいたします。

2009年 12月 10日

千葉県鴨川市大山平塚 202073202
藤本登紀子

東京高等裁判所 殿